



2011年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日 2012年1月22日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注意

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は拳手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2011年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- S 試験開始後60分経過した時点で途中退出できます。途中退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- S 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月22日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
2月29日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により合否を確認できます。(<http://m.kinzai.or.jp/>)

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（48歳）は、大学卒業後に会社勤務を経て飲食店を開業し、現在に至っている。Aさんの営む飲食店は数年前からたいへん繁盛しており、Aさんは、今後も体が動く限りは長く店を続けたいと思っている。Aさんは先日、自分のこれまでの年金加入記録をインターネット上で確認できるサービスがあると聞き、日本年金機構の「ねんきんネット」の利用登録を行った。Aさんは、「ねんきんネット」の画面の見方や公的年金制度の内容等について詳しく知りたいと思い、知り合いであるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。なお、Aさんに関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和38年4月27日生まれ（独身）
- (2) これまでの経歴
- 昭和57年4月～昭和61年3月 : 大学生
- 昭和61年4月～平成13年3月 : 会社員（平均標準報酬月額260,000円）
- 平成13年4月～現在 : 個人事業主

< 「ねんきんネット」の画面（平成23年12月現在、一部抜粋） >

加入期間の情報

（単位：月）

国民年金		厚生年金	
第1号被保険者（a）		加入月数	180
納付済月数	110	加入期間（c）	180
全額免除月数	0	船員保険	
4分の3免除月数	0	加入月数	0
半額免除月数	12	加入期間（d）	0
4分の1免除月数	0	共済組合等	
学生納付特例等月数	0	加入月数（e）	0
第3号被保険者（b）		合計期間 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)	
第3号被保険者月数	0		
納付月数合計（a）+（b）	122		
未納月数	6		
加入月数	128		302

* 半額免除月数は、平成16年7月から平成17年6月までのものである。

* 未納月数は、多忙により納付を失念していたものであり、平成23年1月から同年6月までのものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、「ねんきんネット」の画面の内容について説明した。Mさんの説明に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のア～キのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

加入期間の情報によると、Aさんの国民年金の納付月数合計は122月であるが、このなかには半額免除月数の12月が含まれている。Aさんが半額免除の適用を受けていた期間については、この期間に係る保険料の追納がない場合、当該半額免除期間の()に相当する月数がAさんの将来の老齢基礎年金の年金額に反映される。また、未納月数の6月に係る保険料については、2年を経過すると時効にかかるため、早めの納付を検討すべきである。なお、Aさんが20歳以降で大学生であった期間については、国民年金の()期間であることから、国民年金の納付月数合計に含まれていない。

Aさんは、平成23年12月時点において、老齢基礎年金の受給資格要件である()の加入期間を満たしている。

語句群

ア．3分の2 イ．4分の3 ウ．任意未加入 エ．納付猶予 オ．180月
カ．240月 キ．300月

《問2》 Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、平成23年度価額(物価スライド特例措置による金額)に基づいて求めなさい。なお、計算にあたっては、設例および下記<資料>を利用すること。計算過程を示し、計算過程の端数処理は円未満を四捨五入し、年金額の端数処理は50円未満を切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げること。また、答は円単位とすること。

<資料>

老齢厚生年金の計算式

- ・報酬比例部分の額 = (+) × 1.031 × 物価スライド率 (0.981)
- 平成15年3月以前の期間分
- 平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数
- 平成15年4月以後の期間分
- 平均標準報酬月額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数
- ・経過的加算額 = 1,676円 × 被保険者期間の月数 × 物価スライド率 (0.981)
- 昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満
の厚生年金保険の被保険者期間の月数
- 788,900円 × $\frac{\quad}{480}$

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、原則として65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することができます。仮に、65歳以降においても十分な収入がある場合は、繰下げ支給の申出をすることも検討事項となりますが、その場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰り下げなければなりません」

「老後の年金収入を増やす方法としては、国民年金基金に加入することも検討事項のひとつです。国民年金基金の毎月の掛金は、加入時の年齢や選択する給付の型などによっても異なりますが、1年分の掛金を前納すると割引が適用される仕組みがありますので、資金に余裕がある場合は検討してください」

「Aさんのような個人事業主は、会社員等と違って退職金の支給がありません。将来、万一事業を廃止した場合などを考慮し、中小企業退職金共済制度（中退共）に加入して今からご自身の老後の資金準備をしておくこともよいと思います」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（50歳）は、複数の賃貸アパートを経営する個人事業主である。Aさんは、先日、定期預金30,000千円が満期を迎えたためX銀行に赴いたところ、担当者から下記の生命保険（一時払終身保険）の提案を受けた。

Aさんは、これまで銀行や証券会社において幅広い金融商品の購入経験があるが、一時払終身保険は過去に加入したことがなく、よくわからない部分がある。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

< Aさんの主な金融資産の内容 >

X銀行：普通預金8,000千円，定期預金30,000千円

Y銀行：普通預金20,000千円，外貨預金100千米ドル

Z証券：個人向け国債10,000千円，株式投資信託24,000千円

< Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料 >

保険の種類：5年ごと利差配当付終身保険

契約者（＝保険料負担者）：Aさん

被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：妻Bさん

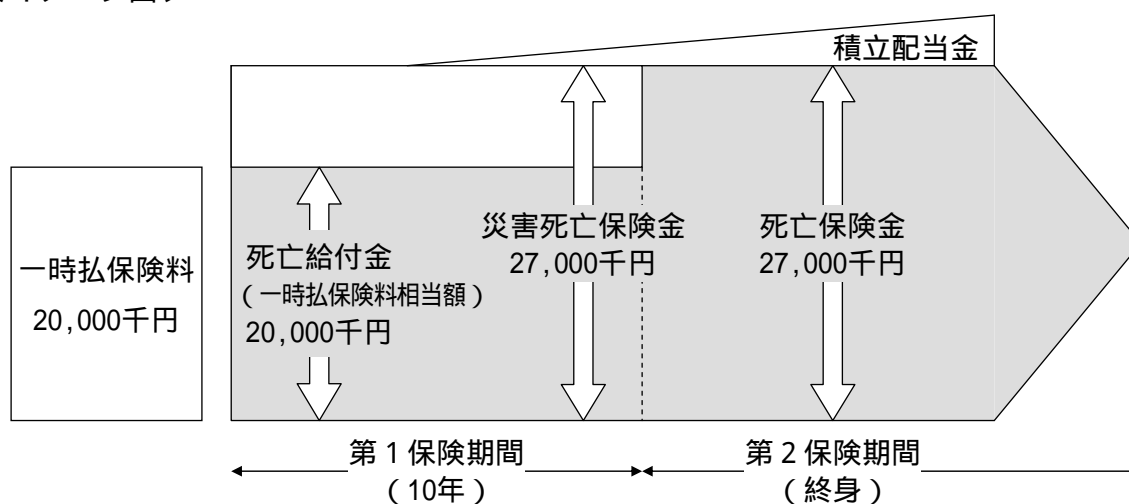
死亡保険金額：下図参照

一時払保険料：20,000千円

11年目の解約返戻金：22,000千円

15年目の解約返戻金：23,000千円

〔イメージ図〕



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、設例の生命保険の内容について説明した。Mさんの説明に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のア～カの中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

一時払終身保険は、払込保険料が()で運用され、一生涯の保障と貯蓄性を兼ね備えた生命保険であるが、あくまでも死亡保障の準備を目的とした生命保険であり、税務上も一般的な生命保険と同様の取扱いとなる。たとえば、被保険者が死亡し、相続人である死亡保険金受取人に支払われる死亡保険金がみなし相続財産として相続税の課税対象となる場合、その死亡保険金のうち「()」で計算した金額が非課税財産となる。また、一時払終身保険を中途解約して差益が発生した場合は、その解約時期にかかわらず、一時所得として総合課税の対象となる。

なお、AさんがX銀行の窓口において一時払終身保険に加入する場合、当該契約は()による保護の対象となる。

語句群

- | | | |
|-------------------|----------|---------------------|
| ア．一般勘定 | イ．特別勘定 | ウ．被相続人の死亡時の普通給与×3年分 |
| エ．5,000千円×法定相続人の数 | オ．預金保険制度 | |
| カ．生命保険契約者保護機構 | | |

《問5》 Aさんは、設例の生命保険に加入しようと前向きに考えている。MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「当該生命保険を契約から短期間のうちに解約した場合、解約返戻金が一時払保険料相当額を下回るケースが考えられますので、加入にあたっては、長期的な視点で検討いただくことが大切です」

「一時払保険料は、その全額が支払った年の生命保険料控除の対象となります。前納保険料と異なり、各年中に到来する払込期日の回数に応じた金額（保険料）が毎年の生命保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください」

「将来、Aさんの相続が発生した場合、当該契約の死亡保険金は、原則として、Aさん名義の預金や投資信託などと同様に民法上の相続財産に含まれて、遺産分割協議の対象となります。したがって、死亡保険金の請求の際には、相続人全員が確認できる戸籍謄本の提出などの所定の手続が必要となります」

《問6》 Aさんが設例の生命保険に加入し、15年目に当該契約を解約して解約返戻金23,000千円を受け取った場合、解約した年分のAさんの所得税の計算において、総所得金額に算入される一時所得の金額を求めなさい。計算過程を示し、答は千円単位とすること。なお、このほかに一時所得の金額はなく、配当金については考慮しないものとする。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

株式会社X社（以下、「X社」という）の創業社長であるAさん（39歳）は、6年前に大手メーカーを退職してX社を設立した。X社の業績は、設立当初から徐々に伸びており、従業員も定着している。Aさんは、X社の退職金規程を整えたうえで、従業員の退職金の準備について検討する必要があると考えている。そこで、知り合いであるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、以下の生命保険の提案を受けた。

< Mさんが提案した生命保険（福利厚生プラン）の契約内容 >

保険の種類	養老保険（特約付加なし）	
契約者（＝保険料負担者）	X社	
被保険者	全従業員（15名）	
保険金受取人	満期	X社
	死亡	被保険者の遺族
保険期間（保険料払込）満了年齢	60歳	
保険金額	1人当たり5,000千円	
年払保険料	3,800千円	
配当金	無配当	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが65歳で勇退し、X社がAさんに役員退職金20,000千円を支給するとした場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は31年3カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問8》 Mさんが提案した設例の生命保険(福利厚生プラン)に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

X社の支払う年払保険料については、保険期間開始のときから当該保険期間の6割に相当する期間においては支払保険料の2分の1を資産に計上し、残りの支払保険料は期間の経過に応じて損金の額に算入する。

X社が満期保険金を受け取った場合、当該契約についてそれまで資産に計上していた金額を取り崩し、受け取った金額との差額をX社の益金の額に算入する。

X社では、現時点における従業員だけでなく、今後新たにX社に入社する従業員に対しても、当該プランの趣旨を周知徹底するとともに、プラン導入後に新たに加入基準を満たした者について加入漏れ等が生じないように留意する必要がある。

《問9》 X社が設例の生命保険に加入した後、従業員Bさんの退職に伴い、Bさんを被保険者とする保険契約を解約すると仮定した場合のX社の解約時の経理処理(仕訳)について、以下の<条件>を基に、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群のア~コのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

<条件>

- ・ Bさんを被保険者とする保険契約について、解約時までX社が支払った保険料の総額は500千円、そのうち資産計上額は250千円とする。
- ・ Bさんを被保険者とする保険契約に係る解約時の受取金額は、420千円とする。
- ・ 解約時まで契約者貸付制度の利用や契約内容の変更等はいっさいしていない。
- ・ 上記以外の事項については考慮しないものとする。

<解約時の経理処理(仕訳)>

借 方	貸 方
現金・預金 ()千円	() 250千円
	() ()千円

語句群

ア．80 イ．170 ウ．250 エ．420 オ．500 カ．退職金
キ．雑収入 ク．雑損失 ケ．保険料積立金 コ．配当金積立金

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさんは、妻Bさんおよび長女Cさんとの3人暮らしである。Aさんは、勤務先からの給与のほかに、平成21年に建築した賃貸用不動産から家賃収入を得ている。平成23年中の不動産所得の金額は、退室者が多かったこともありマイナスとなった。Aさんは、平成23年分の所得税について確定申告をする予定である。

Aさんの家族構成に関する資料等は、以下のとおりである。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

< Aさんの家族構成 >

- Aさん (45歳) : 会社員
- 妻Bさん (42歳) : 専業主婦。平成23年中に収入はない。
- 長女Cさん (17歳) : 高校生。平成23年中に収入はない。

< Aさんの給与所得の源泉徴収票 >

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 神奈川県横浜市 × × ×	氏名 A	(受給者番号) フリガナ	(役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	9,000,000	6,900,000		506,500
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額
有無	円	特 定 老 人 其 他 特 別 其 他	円	円
有 無		1	1,050,000	40,000
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		円	国民年金保険料等の金額	円
居住開始年月日		配偶者の合計所得		円
妻B, 長女C		個人年金保険料の金額		円
		旧長期損害保険料の金額		円
扶養親族	16歳未満	未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職
乙 欄	本人が障害者	寡 婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生
	特 別 其 他	一 般		
中途就・退職		受給者生年月日		
就職	退職	年	月	日
		明	大	昭
				平
				年
				月
				日
				41
				10
				15
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都新宿区 × × ×		
	氏名又は名称	株式会社 × × × (電話) 03(××××)××××		

< 平成23年中の不動産所得の内容(青色申告) >

- 年間家賃収入 …… 2,880,000円
- 年間経費 …… 3,120,000円

上記の年間経費は、すべて税法上、必要経費に算入できるものである。なお、不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するための負債の利子および青色申告特別控除は含まれていない。

妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産所得の金額の計算等に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を，下記の 語句群 のア～ケのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 〃 で示してある。

) 事業などの業務の用に供される建物等の資産（土地等を除く）は，一般に，時の経過等によってその価値が減少する。このような資産について，所定の方法によってその価値の減少を見積もり，資産の耐用年数にわたって経費として配分する手続が減価償却である。なお，平成21年に取得した建物に係る減価償却の方法は，() である。

) 不動産所得の金額の計算において，建物の貸付が事業的規模に該当するか否かについては，社会通念上，事業と称するに至る程度の規模かどうかにより実質的に判断するが，形式基準によれば，独立した家屋の貸付についてはおおむね 棟以上，アパート等については貸与することができる独立した室数がおおむね () 以上であれば，特に反証のない限り，事業的規模として取り扱われる。

) 建物の貸付が事業的規模に該当する場合，不動産所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し，その記帳に基づいて作成した貸借対照表，損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより，不動産所得の金額の計算上，青色申告特別控除として最高 () 千円を控除することができる。

語句群

ア．定額法	イ．定率法	ウ．定額法または定率法	エ．10	オ．7
カ．5	キ．650	ク．550	ケ．450	

《問11》 Aさんに係る平成23年分の所得税の確定申告等に関する次の記述 ～ について，適切なものには 〇 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが年末調整後に生命保険料控除の対象となる控除証明書を発見した場合，確定申告時に所定の手続を行うことで，当該控除証明書分についても生命保険料控除の適用を受けることができる。

Aさんは，原則として，平成24年2月1日から3月15日までの間に，Aさんの納税地を管轄する税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。

仮に，Aさんが所得税の法定申告期限後に確定申告の計算の誤り等に気付き，更正の請求または修正申告を行う場合，それら（更正の請求または修正申告）の期限は，いずれも法定申告期限から1年以内と定められている。

《問12》 Aさんに係る平成23年分の所得税の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、金額の前の $-$ はマイナスであることを示しており、問題の性質上、明らかにできない部分は \square で示してある。

給与所得の金額	6,900,000円
不動産所得の金額	()円
(a) 総所得金額	円
社会保険料控除	1,050,000円
生命保険料控除	40,000円
配偶者控除	()円
扶養控除	()円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	円
(d) 算出税額 (c に対する税額)	()円
(e) 源泉徴収税額	506,500円
(f) 申告納税額または還付税額 (d - e)	円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
千円超 千円以下		
1,950	5%	-
1,950 ~ 3,300	10%	97,500円
3,300 ~ 6,950	20%	427,500円
6,950 ~ 9,000	23%	636,000円
9,000 ~ 18,000	33%	1,536,000円
18,000	40%	2,796,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

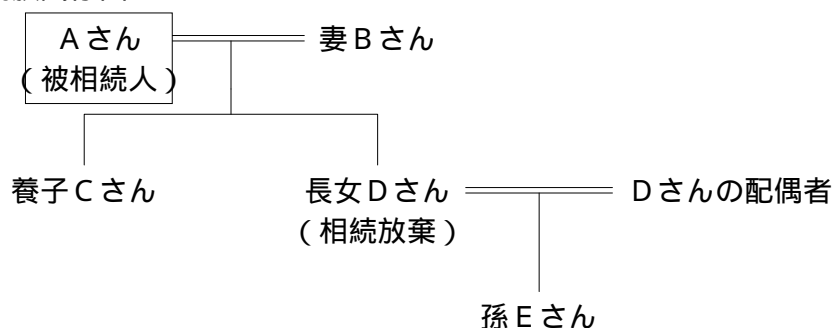
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、平成23年11月30日に病気により死亡した。Aさんは、生前に自筆証書による遺言書を作成していた。遺族がその遺言について適正な手続を行った結果、孫Eさんが遺贈によりAさんの相続財産の3分の1を取得することになった。その後、残りの相続財産について遺産分割協議を行おうとしたところ、長女Dさんから「すでに他家に嫁いでおり、また、Eが遺贈により財産を取得しているので、相続を放棄したい」との申出があった。そのため、妻Bさんおよび養子Cさんの2人で遺産分割協議を行った結果、それぞれ相続財産の3分の1ずつを取得することで同意した。

なお、Aさんの親族関係図は、以下のとおりである。

< Aさんの親族関係図 >



上記の者はいずれも日本国内に居住しており、相続財産はすべて日本国内に存するものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 民法および相続税法における養子の取扱いに関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句等を、下記の 語句群 のア~クのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 養子縁組のうち、()が成立すると、養子と実父母およびその血族との親族関係は終了し、養父母のみが養子の父母となる。

) 相続税における「遺産に係る基礎控除額」の計算において、被相続人に実子がいる場合に法定相続人の数に含めることができる養子の数は、相続税法上実子とみなされる者を除き、()である。この場合に実子とみなされる者として、()による養子や配偶者の実子で被相続人の養子となった者が挙げられる。

) 養子の法定相続分は、実子の法定相続分()である。なお、相続税における「遺産に係る基礎控除額」の計算において相続人の数に含まれなかった養子()。

語句群

ア．普通養子縁組 イ．特別養子縁組 ウ．1人まで エ．2人まで
オ．の2分の1 カ．と同一 キ．であっても、財産を相続することができる
ク．は、財産を相続することができない

《問14》 Aさんの相続に係る民法の規定に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

自筆証書遺言は、遺言者がその全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものであり、相続開始後に家庭裁判所による検認の手続が必要である。

長女Dさんが相続の放棄をするには、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として3カ月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

長女Dさんが相続の放棄をすることにより、孫Eさんは、長女Dさんを代襲して相続人となる。

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 課税価格の合計額		千円
(b) 遺産に係る基礎控除額		千円
課税遺産総額 (a - b)		180,000千円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん	()	千円
養子 C さん	()	千円
		千円
相続税の総額	()	千円

< 相続税の速算表 (一部抜粋) >

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）